

## 国民健康保険

《お問合せ》

国保年金課国保係

☎ 885-0340 (内) 117

# 国民健康保険被保険者証 の更新時期です

毎年4月1日付けで、国民健康保険被保険者証(保険証)は更新となりますので、新しい保険証を3月末日までに簡易書留郵便で送付します。

お手元に届きましたら、保険証の記載内容に間違いがないかどうか、ご確認ください。また、現在使用中の保険証については、有効期限経過後に各自で責任を持って処分してください。

### 《保険証の取り扱い》

- ・必ず手元に保管しましょう。
- ・他人に貸したり、借りることはできません。
- ・医療機関等で診察を受けるときには、必ず窓口で提示してください。
- ・コピーしたもの、有効期限の切れたものは使えません。

### 《保険証の有効期限》

- ・村から交付される保険証の有効期限は1年です。

※国民健康保険税を滞納している場合は、有効期限の短い保険証が交付されます。有効期限が切れる前に役場収納課で納付または納税相談を行い、有効期限の延長を申し出てください。

## 家族と離れて生活するときは遠隔地保険証が交付されます

同一生計の家族が、修学や病気療養等やむを得ない理由により家族と離れて他の自治体に住所を異動して生活をする場合は、村へ届出をすれば使用中の保険証とは別の「遠隔地保険証」が交付されます。

なお、現在遠隔地保険証が交付されている方も、保険証の有効期限切れに伴い、更新の手続きが必要となります。

### 《届出に必要なもの》

- ・保険証（更新の場合は旧遠隔地保険証）
- ・認印
- ・住民票
- ・病気療養等、施設に入所する場合は入所証明書
- ・修学の場合は在学証明書
- ・個人番号（マイナンバー）のわかるものと身分証明書



※遠隔地保険証の交付を受けている被保険者が、修学を終えたときに美浦村に住所を戻さない場合は、村の国保の加入資格を失います。世帯主は、該当者について村へ資格喪失届を提出し、資格喪失者の遠隔地保険証を返却してください。

## 村への届出が必要なケース

いずれの場合も、世帯主の方が窓口へ届け出てください。

\*手続きについて委任が可能な場合もあります。窓口へお問い合わせください。

### 《以下の事由が生じたときは届出が必要です》

- ・転入、出生、職場の健康保険からの脱退等による「資格取得」
- ・転出、死亡、職場の健康保険への加入等による「資格喪失」
- ・住所、氏名等の変更による「記載内容変更」

\*届出に必要な書類等については役場国保年金課までお問い合わせください。

